

矯正施設の長 殿  
矯正管区第二部長 殿（参考送付）  
矯正管区第三部長 殿（参考送付）  
矯正研修所教頭 殿（参考送付）

法務省矯正局保安課長 澤田 健一  
法務省矯正局教育課長 林 和治

矯正施設における特定失効者に対する運転免許試験の実施について（通知）  
道路交通法の一部改正（平成14年6月1日施行）に伴い、平成13年6月20日以降に矯正施設に入所（入院を含む。以下同じ。）し、その収容中に運転免許が失効して3年が経過した者については、出所（出院を含む。以下同じ。）後免許を再取得する場合、試験の一部免除が認められず、適性試験、技能試験及び筆記試験のすべてを受験しなければならなくなったことは、既に御承知のとおりです。

運転免許の失効により、出所後の就労先の確保が困難になるほか、被収容者の中には、所持金も少なく、身元引受関係が不良で家族から経済的援助を得られない者も少なくないことから、このような者が、出所後すべての試験を再受験しなければならないとすれば、その更生資金を著しく圧迫することとなり、本人の改善更生及び円滑な社会復帰の妨げとなることが予想されるところ、今般、当該失効者を対象に矯正施設内で運転免許試験を実施することについて、警察庁と当局の協議が整い、警察庁は各都道府県警察本部に対し、具体的な実施基準を示したところです。

つきましては、当該失効者に矯正施設内で運転免許試験を受験する機会を与えることにより、円滑な社会復帰に資するという趣旨を踏まえ、下記要領に基づいて、対応する都道府県警察本部と協議の上、当該試験を円滑に実施するよう特段の配慮をお願いします。

## 記

### 1 対象者

平成13年6月20日以降に新たに矯正施設に入所し、当該入所日から拘禁中に運転免許が失効した者であって、免許失効後、引き続き懲役若しくは禁固の確定裁判（これに併科された罰金刑に係る労役場留置を含む。）又は少年院送致の保護処分の実行として拘禁されている者を対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 運転免許が失効した日からおおむね2年6月以内に出所することが明らかである者
- (2) 免許申請書を提出する日における年齢が70歳以上の者。ただし、高齢者講習を入所前に終了し、免許申請書を提出した日前1年以内に終了証明書を受けた者を除く。
- (3) 矯正施設内での運転免許の更新を希望しない者

## 2 実施時期

年1回の実施とし、具体的な実施日は、試験を実施する行刑施設（以下「行刑施設」という。）とその所在地を管轄する都道府県警察本部（以下「警察本部」という。）との協議により決定する。

## 3 実施場所

- (1) 行刑施設74庁（本所のみ）の収容区域内の集会室、教室等、戒護上支障のない場所において実施する。
- (2) 一の警察本部の管轄下に複数の行刑施設がある場合に、当該警察本部と行刑施設との協議により、複数の行刑施設が合同で実施することは差し支えない。
- (3) 少年院の被収容者で該当者がいる場合については、最寄りの行刑施設に外出させて受験させる。

## 4 免許の種類

第一種及び第二種の各免許のうち、適性試験を施設内で実施できるものについて実施する。

- (1) 第一種免許（大型、普通、大型特殊、大型自動二輪、普通自動二輪、小型特殊、原動機付自転車、牽引）
- (2) 第二種免許（大型、普通、大型特殊、牽引）

## 5 試験の種類

### (1) 適性検査

ア 運転免許の種類に応じ、①視力、②深視力（大型、牽引、第二種）、③聴力、④運動能力のうち、必要なものについて実施する。

イ 適性試験は、原則として、試験を実施する行刑施設の所在地を管轄する公安委員会職員の派遣を受けて実施する。

ウ 試験官の招へいに必要な交通費は行刑施設が負担する。

### (2) 講習

ア 運転者の種別に応じ、①優良運転者に対する講習、②一般運転者に対する講習、③違反者に対する講習、④初回運転者に対する講習のうち、必要なものについて実施する。

イ 講習は、原則として、行刑施設の職員が公安委員会の委託を受けて実施する。

ウ 行刑施設は講習を担当する職員の養成を行う。

## 6 必要な機材等

試験に必要な機材については、原則として行刑施設で整備する。

なお、下記(1)②に記載の視野検査装置及び深視力計については、複数施設で共有するものとする。

### (1) 適性検査

ア 第一種普通免許のみの場合  
万国式試視力表

イ 第二種、大型、牽引等の場合  
視野検査装置  
深視力計

### (2) 講習

VTR再生機、ホワイトボード

## 7 受験手続等

- (1) 申請に必要な書類等については、行刑施設において準備する。(必要な書類をあらかじめ警察本部から一式受領し、受験を希望する被収容者(以下「受験者」という。)に記載させる。
- (2) 申請手数料、講習手数料等については、受験者に領置金又は作業賞与金から支払わせるものとする。
- (3) 申請書に添付する写真の撮影は、原則として行刑施設が外部の業者に委託し、実費を受験者に負担させるものとする。
- (4) 申請に必要な本籍地記載の住民票等は、原則として受験者が親族等を通じて取り寄せるものとする。
- (5) 受験者の現住所及び法令により身柄を拘束されていることを証明するものとして、矯正施設の長は在所(院)証明書を発行する。
- (6) 新たに発行される免許証に記載される住所が矯正施設の住所となる点については、受験者を募集する際に周知するとともに、同意書を徴取するものとする。
- (7) 新たに発行される免許証は、行刑施設職員が警察本部から一括受領し、受験者に交付するものとする。

法務省矯成第3285号  
平成18年5月23日

矯正管区長 殿  
矯正施設の長 殿  
矯正研修所長 殿 (参考送付)

法務省矯正局成人矯正課長 澤田 健一  
法務省矯正局少年矯正課長 林 和治

「矯正施設における特定失効者に対する運転免許試験の実施について」の一部改正について (通知)

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律 (平成17年法律第50号) の施行に伴い、平成16年11月16日付け法務省矯保第5794号当局保安課長、教育課長通知「矯正施設における特定失効者に対する運転免許試験の実施について」の一部を下記のとおり改正し、同法の施行の日から実施することとしたので、その適正な運用に配慮願います。

記

記の2, 3, 5, 6及び7中「行刑施設」を「刑事施設」に改める。  
記の7の(2)中「作業賞与金」を「作業報奨金」に改める。